

児童相談所開設に向けたスケジュールについて

| 区分 | 主な課題と確定の時期の目途 | 平成30年度 | | | | | | | | | | | 平成31年度 | 平成32年度以降 |
|-------|--|---------|----|---------|---|----------|----|--------------|----|---------|----------|--------------------------|--------|----------|
| | | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| | | 常任 | 2定 | 常任 | | 常任 3定 | | 4定 | 常任 | | 常任 1定 | | | |
| 各区課題 | <ul style="list-style-type: none"> 【その他】児童相談所の組織、専門職等配置 【虐待通告への対応】通告窓口の運用体制 【児童相談所移管後の児童相談行政】子ども家庭支援センターの体制 【設置市事務】担当所管の確定 【その他】運営コストの試算 【設置市事務】事務の運営方法等 【児童相談所移管後の児童相談行政】要保護児童対策地域協議会のあり方の再検討、協力医療機関の確保 【社会的養護】里親委託後の家庭復帰に向けた支援策 | | | | | | | | | | | | | |
| 共通課題 | <ul style="list-style-type: none"> 【自治体間の広域調整】特別区間の一時保護所等の相互利用の詳細の検討 【設置市事務】特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備、指導監督事務等の各区による合同研修や情報交換等 【社会的養護】里親が他区に転居した場合の支援策 【職員の確保・育成】区間の人事交流の検討 【その他】家裁へ送致する際の連携、手順の整備 | 計画案一次更新 | | 計画案二次更新 | | | | 政令指定要請の提出の判断 | | 計画案三次更新 | 政令指定要請 | 政令指定（6月ごろ） 設置条例制定（9月） | 開設 | |
| 都協議課題 | <ul style="list-style-type: none"> 【自治体間の広域調整】都区協議開始にあたっての特別区の方針 一時保護所、児童養護施設・里親、自立援助ホーム 一時保護所の都区間の相互利用、都区間における児童養護施設・里親・自立援助ホームへの委託・措置の実施を目指す 児童自立支援施設、乳児院、障害児入所施設 都が所管するこれらの施設についての特別区の利用の実施を目指す 児童相談センターの治療指導課事業 児童相談センターの治療指導課事業の特別区の活用を目指す（親子グループ指導、施設不適應児童への専門治療指導等） 【自治体間の広域調整】 一時保護所を相互利用する場合の費用負担、都区間の里親委託・児童養護施設措置のルール作り、児童自立支援施設の特別区の入所枠の確保・入所ルールの検討など 【設置市事務】 都からの事務引継方法の検討、都からの技術的援助や研修等の協力体制、事務連絡会の設置、合同研修の実施等 【職員の確保・育成】 都職員の区への派遣（円滑な開設・運営に向けての都職員の確保、基幹となる係長級職員等の確保等） | | | | | | | | | | | 【計画案最終更新】 （7月） | | |